

第 4 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	令和 5 年 (ワ) 第 2 8 号
期 日	令和 5 年 1 2 月 6 日 午 後 1 時 3 0 分
場 所 及 び 公 開 の 有 無	札幌地方裁判所小樽支部民事法廷で公開
裁 判 長 裁 判 官	大 倉 靖 広
裁 判 官	池 上 恒 太
裁 判 官	斎 藤 由 里 阿
裁 判 所 書 記 官	阿 部 知 央
出 頭 し た 当 事 者 等	原告 野村一也 被告ら代理人 土田慧 被告ら代理人 下矢洋貴
指 定 期 日	令和 6 年 1 月 2 4 日 午 前 1 1 時 4 5 分 (判 決 言 渡 し)

弁 論 の 要 領 等

原告

- 1 準備書面 2 (令和 5 年 8 月 2 日 付 け)、準備書面 3 (同 年 1 1 月 1 3 日 付 け)、第 1 の 1 項 及 び 7 項 を 除 き 訴 状 補 正 書 4 (同 年 1 1 月 1 3 日 付 け) 及 び 訴 状 補 正 書 5 (同 年 1 2 月 6 日 付 け) 各 陳 述
- 2 上 記 準 備 書 面 2 は、被 告 難 波 に 対 し て 陳 情 の 取 扱 い が 不 当 で あ る こ と を 主 張 す る も の で あ る。
- 3 上 記 準 備 書 面 3 は、被 告 蘭 越 町 に 対 し て ホ ー ム ペ ー ジ 外 注 に 係 る 情 報 公 開 請 求 の 中 で な さ れ た 一 連 の 対 応 に つ い て 不 法 行 為 で あ る こ と を 主 張 す る も の で あ る。





- 4 「黒幕」という発言については、原告が撤回したのにもかかわらず、繰り返し発言を引っ張り出されたことが、原告に対して不快感を与え、感情を害されたものである。
- 5 主張立証にはなお時間を要する。

被告ら

上記各準備書面によっても、不法行為の特定はされておらず、不法行為の成立を争う。

証拠関係別紙のとおり

裁判長

弁論終結

裁判所書記官 阿 部 知 央

これは謄本である
令和6年1月22日
札幌地方裁判所小樽支部
裁判所書記官

阿 部 知 央

